

県有地等売却に係る一般競争入札参加資格

- 居住地に関わらず入札に参加できます。
- 個人・法人を問いません。
- **ただし、次に掲げる者は、入札に参加できません。**

- 1 入札参加申込書を指定した期日までに提出しなかった者
- 2 当該入札に係る公有財産（物件）に関する事務に従事する本県の職員
- 3 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者
- 4 次の各号の一に該当する者で、その事実があった後3年を経過していない者
また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 本県との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 本県が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が本県と契約を締結すること又は本県との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定により本県が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて本県との契約を履行しなかった者
 - カ 前各号のいずれかに該当する事実があった後、3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 5 自己又は自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員である者のほか、次の各号に該当する者
 - ア 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - イ 暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ウ 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用などしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者